

## 事前評価調書

I 事業概要																														
事業名	道路事業（道路改良事業）																													
地区名	一般県道 平畑土岐線																													
事業箇所	豊田市市場町地内																													
事業のあらまし	<p>一般県道平畑土岐線は、旧小原村地域における主要幹線道路の国道 419 号に直結する、当地域における重要な生活幹線道路である。</p> <p>しかし、当事業区間については、前後区間は改良済であるが、線形が不良であり、かつ幅員狭隘で車のすれ違いも困難である。さらに勾配が急なため見通しが悪く、また通学路にも指定されているが歩道はなく、交通安全の面でも課題となっている。</p> <p>一方、道路に隣接する法面は未整備で災害の危険性もあり、大雨時には通行止めとなる雨量規制の対象区間となっている。</p> <p>これらの状況から、道路改良事業により、交通の円滑化および安全性の向上を図る。</p>																													
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>⑧ 山間や離島の暮らしを支える社会資本の整備（旧小原村地域の生活幹線道路整備）</p> <p>【副次目標】</p> <p>① 交通安全対策の推進（交通安全性の向上）</p> <p>④ 風水害への対応力の強化（災害対応機能の確保）</p>																													
事業費	事業費		内訳																											
	2.7 億円		□工事費 2.3 億円、□用補費 0.2 億円、□その他 0.2 億円																											
事業期間	採択予定年度	平成 25 年度	着工予定年度	平成 25 年度	完成予定年度	平成 28 年度																								
事業内容	現道拡幅（L=1.0km、2 車線）																													
II 評価																														
①事業の必要性	1) 必要性	<p>山間部における生活幹線道路であるが、現道幅員狭隘により車のすれ違いも困難な状況である。</p> <p>現道の線形が不良であり、視距が悪く、交通安全上の課題がある。</p> <p>通学路にも指定されているが、歩道が無く、また隣接する法面には災害の恐れがある。</p> <p>これらの課題を解消するため、現道の拡幅および歩道を設置しつつ、あわせて隣接する法面を整備する道路改良工事を行う必要がある。</p>																												
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>現道の状況より、交通の円滑化および安全性確保のため、事業実施の必要性がある。</p>																											
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種</td> <td>用地補償</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>工事</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4">2.7 億円</td> </tr> </tbody> </table>							H25	H26	H27	H28	工種	用地補償	←→				区分	工事		←		→	事業費（億円）		2.7 億円			
			H25	H26	H27	H28																								
工種	用地補償	←→																												
区分	工事		←		→																									
事業費（億円）		2.7 億円																												
2) 地元の合意形成	・近隣の住民に対して、適宜、事業説明会を開催し、地元の合意形成を図っている。																													
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>・円滑な事業執行環境が整っており、計画の実効性が確保されている。</p>																												

Ⅲ 対応方針	
事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>・整備による交通の変化。視距確保、歩道設置による走行性、安全性の向上状況。</p>	